

奈良こども食堂ネットワーク 運営規約

(名 称)

第1条 本会は、奈良こども食堂ネットワーク（以下、「ネットワーク」という）と称する。

(目 的)

第2条 ネットワークは、「こどもを真ん中に」という思いを大切に、奈良県内でこども食堂に携わる活動者が集い、互いの実践を学び合うことを通して、「こども食堂」の活動がさらに拡がることと合わせて、活動をめぐって、地域の理解や関係機関との連携が進んでいくことを目的とする。

(構 成)

第3条 ネットワークは、会の趣旨に賛同し、入会を希望する、以下の団体をもって構成する。

(1) 奈良県内で、こども食堂の実践を行っている団体を「会員」とする。但し、以下を条件とする。

- ・こどもがいる活動であること
- ・食がある活動であること
- ・活動名称は問わない

(2) 上記のほか、こども食堂の活動に関心があり、連携や協力の関係にある団体・個人を「サポーター」とする。

(活動内容)

第4条 ネットワークは、次の事項について取り組むこととする。

- (1) こども食堂の活動に関する実践交流の場づくり
- (2) 活動に役立つ情報の収集・発信
- (3) ホームページ等を活用した情報発信による、こども食堂への理解の促進
- (4) その他、目的の達成に必要と認められる活動

(事 務 局)

第5条 ネットワークは、橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉協議会内に事務局をおく。

(運 営)

第6条 ネットワークの運営を円滑に行うため、会員の中から若干の世話役団体をおく。

- (1) 世話役団体は、第4条に定める事項の具体の取り組みについて提案し、会員と協力して進める。

(入会・退会)

第7条 ネットワークへの入会、又は退会を希望する団体・個人は、事務局にその旨を届け出ることとする。

(経 費)

第8条 ネットワークの運営、事業実施にかかる経費は、内容や実施形態の状況に応じ、その都度、世話役団体間で協議のうえ財源確保に努める。

(附 則)

1. この規約は、平成29年11月9日から施行する。
2. ネットワークは、3年間を目途に活動し、会員の意向等をふまえて会の継続やあり方を検討することとする。
3. この規約は、令和3年12月13日から施行する。
4. この規約は、令和4年7月11日から施行する。
5. この規約は、令和5年5月23日から施行する。

奈良子ども食堂ネットワーク 世話役団体

令和6年4月21日

エリア	世話役団体	備考
奈良市	たんぽぽ子ども食堂	
天理市	天理子ども食堂	
橿原市	大和八木子ども食堂	
生駒市	たわわ食堂	
宇陀市	宝ん家	
斑鳩町	子ども食堂いかるが	
吉野町	よしのっ子食堂	
県域	市民生活協同組合ならコープ	
	奈良県生活協同組合連合会	事務局
	奈良県社会福祉協議会	事務局